

随意契約理由書

件名	三宮駅他昇降機設備管理業務	
契約の相手方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当	
随意契約の理由		
<p>本業務は、地下鉄西神・山手線、海岸線に設置されている昇降機設備の定期的な保守点検、検査を行う設備管理業務である。</p> <p>昇降機設備の定期的な保守点検、検査は建築基準法で定められており、機器の性能及び安全性を確保し、人身事故等の事故を未然に防ぐためには、製造メーカーだけが持つ技術的なデータを元にした安全で確実な管理が必要で、それは他のメーカーでは不可能である。</p> <p>よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器の故障などのリスクを減らすために、製造メーカーしか本業務を行う事はできないが、三菱電機(株)は保守業務を行っていないため、同社のメンテナンス部門である上記業者と随意契約を行う。</p>		
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係	(電話番号 内線 6604)